

平成30年度から介護保険料が変わります

第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定により、平成30年度から平成32年度までの3年間の介護保険料を決定しました。

介護保険料は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の計画期間である3年間における高齢者数や要介護認定者数の見込みから、介護保険サービスの利用見込量などを推計し、決定するものです。

このような推計の結果、平成30年度から平成32年度までの3年間の65歳以上の方(第1号被保険者)の一人あたりの平均負担額(保険料基準額)は、66,984円(月額5,582円)と計算されました。

しかし、第7期計画においては、「保険料の抑制により市民負担の軽減を図ること」を重点目標の1つと定めていることから、基金を約1億6,432万円投入し、前述の保険料基準額を63,480円(月額5,290円)に減額するなど、滝川市独自の軽減措置を行うこととしました。

上記により算出された介護保険料および前期介護保険料からの増減額は次のとおりです。

平成30年度から平成32年度までの第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料

保険料段階	段階設定基準	介護保険料(年額)	増減額
第1段階	・生活保護を受給している方 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	円 25,390	円 △1,070
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	47,610	3,510
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	47,610	3,510
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	57,130	4,210
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えている方	63,480 (保険料基準額)	4,680
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	76,170	5,610
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	82,520	6,080
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	95,220	7,020
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の方	107,910	7,950

参考

